

令和4年4月8日

町内小中学校保護者の皆様

大口町教育委員会
教育長 長屋 孝成

新年度にあたり新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）対応に関わるお願い

陽春の候 皆様にはご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃は、本町の学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数はピークを越え、減少傾向にありましたが、下げ止まりの状況が続いている。まだまだ増加に転じることも懸念されているところですが、現在主流となっているオミクロン株の特徴は、徐々に明らかになってきています。

令和4年3月末には、従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いこと等の特徴を踏まえ、感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について国・県の方向性が示されたところです。

これらの国・県の知見を踏まえた方針を基にしつつ、児童生徒の成長に欠かせない場である学校での教育活動ができる限り継続していくため、下記のように実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

<本町における基本的な考え方>

これまでの感染症予防対策は継続徹底しつつ、感染の拡大状況を注視し、町内の小中学校の教育活動を可能な限り通常に戻していく。

1 ご家庭でご協力いただきたいことについて

(1) 日常における体調管理の継続

- ・ 検温、手洗い、手指消毒等、基本的な感染予防対策の継続をお願いします。

(2) お子様本人が、発熱（37.3度以上）などの風邪症状が見られる場合

- ・ 登校は控えてください。
- ・ かかりつけ医への受診をご検討ください。

(3) 同居のご家族に、発熱（37.3度以上）などの風邪症状が見られる場合

- ・ 登校は控えてください。
- ・ かかりつけ医への受診をご検討ください。

2 お子様が新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者等となった場合の対応について

(1) お子様が「陽性者」となった場合

- ・ かかりつけ医、保健所の指示にしたがい、療養してください。

※ 原則10日間経過かつ軽快後72時間経過で登校可。

(2) お子様が「濃厚接触者」となった場合

- ・ かかりつけ医、保健所の指示にしたがってください。

※ 陽性者との接触最終日から原則7日間経過で登校可。

ただし、4日目及び5日目に抗原検査で陰性が確認された場合は、

5日目から登校可。

(3) お子様が「濃厚接触者の疑い」がある場合（陽性者と接触があったが、濃厚接触者と判定がされない場合）【変更点】

- 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

(4) お子様の同居家族が、事業所等で感染者との接触から出勤を控えるように指示があった場合【変更点】

- 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

● (2) から (4) の場合、抗原検査キットの支給を希望される方は学校へご連絡ください。

● 学校職員につきましても、上記 (1) ~ (4) の陽性者、濃厚接触者等になった場合、一定の期間療養や自宅待機となります。大変ご心配をおかけしますが、他の職員で協力し対応にあたりますのでご理解をお願いします。

3 学校での対応について

(1) 学校における感染症予防対策の継続と徹底

- 教室内等の換気
- 不織布マスク（もしくは同機能製品）利用の推奨
- 手洗い、手指消毒の徹底
- 健康観察の徹底、体調不良者（家族も含む）への積極的な登校停止の要請
- 教職員の感染予防行動及び家庭内感染予防の徹底

(2) 学級閉鎖等の対応について

① 学級閉鎖について

- 学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえ、教育委員会、学校、学校医等と協議・検討した上で、その都度、対応を判断・決定する。
- 学級閉鎖の期間としては、3日（土日祝日を含む）程度を目安とする。【変更点】

② 学年閉鎖について

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

③ 学校全体の臨時休業

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

4 その他

○ 感染者、濃厚接触者への偏見・差別や詮索、医療従事者等への偏見や差別、また、ワクチンの接種を受けるまたは受けないことによる差別や接種の強制をすることのないよう、お願いいたします。

○ これまで、平日夜間及び土日祝日に感染が判明した場合、学校教育課へ即時連絡をお願いしておりましたが、今後は、授業日になったところで学校へご連絡いただきますようお願いいたします。【変更点】